



令和7年4月25日

## 令和7年第3回高山市議会臨時会 提出議案について

- ・報告案件 2件
- ・条例案件 1件
- ・事件案件 6件
- ・人事案件 1件
  
- 計 10件

問 合 先	
担当課	総務部 総務課
課長	坂本 昭一
係名	法制・選挙係
担当係長	森本 明義
連絡先	電話（直通 0577-35-3133） （内線 2453）

## 令和7年第3回高山市議会臨時会 提出議案の概要

### 報第3号 令和6年度高山市一般会計補正予算(第17号)の専決処分について (P2)

寄附金(令和7年2・3月分)の積立ての補正予算の専決処分について報告するもの  
専決年月日 令和7年3月31日  
補正額 108千円(補正後68,931,312千円 当初予算に対し11.7%増)  
内容 寄附(夢・まちづくり基金)による積立金

### 報第4号 令和7年度高山市一般会計補正予算(第1号)の専決処分について (P7)

物価高騰対策の実施に係る補正予算の専決処分について報告するもの  
専決年月日 令和7年4月21日  
補正額 159,000千円(補正後60,659,000千円 当初予算に対し0.3%増)  
内容 物価高騰対策関係 159,000千円 別紙①  
定額減税不足額給付金の給付 159,000千円

### 議第52号 高山市税条例の一部を改正する条例の専決処分について (P15)

地方税法等の改正に伴い行った専決処分について報告し、承認を求めるもの  
専決年月日 令和7年3月31日  
①軽自動車税関係  
・軽自動車税種別割の車両区分の新設  
(125cc以下かつ最高出力4.0kW以下の車両区分を新設)  
②固定資産税関係  
・特定マンションに係る減額措置の申告の簡素化と適用期限の延長  
(長寿命化に資する大規模工事を行ったマンションに係る減額措置の2年延長等)  
施行期日 令和7年4月1日

### 議第53号 高山市公設地方卸売市場解体及び駐車場整備工事請負契約の締結について (P24)

高山市公設地方卸売市場解体及び駐車場整備工事請負契約を締結するもの  
契約の金額 284,350,000円

**議第54号 財産（ロータリ除雪車）の取得について** (P26)

ロータリ除雪車1台を取得するもの  
取得予定価格 62,048,700円

**議第55号 財産（消防団消防ポンプ自動車）の取得について** (P28)

消防団消防ポンプ自動車2台を取得するもの  
取得予定価格 49,940,000円

**議第56号 財産（消防団小型動力ポンプ付汎用積載車）の取得について** (P30)

消防団小型動力ポンプ付汎用積載車3台を取得するもの  
取得予定価格 32,548,470円

**議第57号 財産（水槽付消防ポンプ自動車）の取得について** (P32)

水槽付消防ポンプ自動車1台を取得するもの  
取得予定価格 83,270,000円

**議第58号 財産（高規格救急自動車）の取得について** (P34)

高規格救急自動車1台を取得するもの  
取得予定価格 22,149,190円

**議第59号 監査委員の選任について** (提案当日配付)



令和7年4月25日

## 令和7年度定額減税不足額給付金について

物価高騰の影響による家計負担を緩和するため令和6年度に実施した所得税と個人住民税の定額減税及び定額減税補足給付金（当初調整給付）において、令和6年分所得税額等が確定したことにより不足が生じた方などに対し、給付金を支給します。

※当初調整給付：定額減税しきれないと見込まれる方に対する差額分の給付

### 1 対象者

令和7年度住民税が高山市で課税される方のうち、次の（1）または（2）に該当する方

- （1）当初調整給付額の算定に際し、令和5年所得を基にした推計額を用いて算定したことにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後に、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間に差額（不足額）が生じた方
- （2）本人及び扶養親族等として定額減税の対象外であり、かつ低所得者世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員に該当しなかった方

### 2 支給額

- （1）本来給付すべき所要額と令和6年度に実施した当初調整給付額との差額（支給額は1万円単位に切り上げ）

- （2）原則4万円

※（1）は原則申請不要、（2）は申請が必要

### 3 支給時期

- ・対象者のうち申請手続き不要の方は、8月上旬に案内し、8月下旬支給予定
- ・対象者のうち申請手続き必要の方は、8月上旬より申請受付開始、随時支給予定

### 4 補正予算額

159,000千円（国補助10/10）

問 合 先	
担当課	財務部 税務課
課長	坂本 和彦
係名	市民税係
係長	森本 真由美
連絡先	電話（直通 0577-35-3626） （内線 2131）